

Draft RTSの公表について

- ▶ 2021年10月22日、欧州監督当局(EBA, EIOPA, ESMA)より、追加のDraft RTSが公表
- ▶ 欧州委員会は今後、2021年2月に公表されたDraft RTSと併せ、当Draft RTSを精査し、承認するかどうかを決定する予定



(参考)EUタクソミー規則

EUタクソミー規則 第5条 契約前開示・定期報告における環境面でサステナブル投資する金融商品の透明性

- ▶ 金融商品における投資が貢献する環境目的(environmental objective)に関する情報
- ▶ 金融商品における投資が、どのように・どの程度、環境面でサステナブルである経済活動に含まれているのか

EUタクソミー規則第6条 契約前開示・定期報告における環境的特性を促進する金融商品の透明性

- ▶ 第5条の内容に準拠
- ▶ 次の文章を記載:

The “do no significant harm” principle applies only to those investments underlying the financial product that take into account the EU criteria for environmentally sustainable economic activities.

The investments underlying the remaining portion of this financial product do not take into account the EU criteria for environmentally sustainable economic activities.

(出典: ESA, JICPA)

環境面でサステナブルである経済活動 (EUタクソミー規則 第3条)

1. 環境目的(environmental objective)の1つ以上に実質的に貢献
2. 環境目的のいずれにも著しく阻害しない(do not significantly harm)
3. 最低限のセーフガードに準拠
4. 技術的スクリーニング基準に準拠

環境目的 (EUタクソミー規則 第9条)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 気候変動の緩和 | 4. 循環経済への移行 |
| 2. 気候変動の適用 | 5. 汚染の防止と管理 |
| 3. 水・海洋資源の利用と保全 | 6. 生物多様性とエコシステムの保全と再生 |

2021年10月公表 Draft RTSの概要

EUタクソミー規則に関連する内容		その他
<p>対象商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ EUタクソミー規則第6条を参照する第8条金融商品 ▶ EUタクソミー規則第5条を参照する第9条金融商品 		<p>契約前開示・定期報告に関する修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 契約前開示における、「参照ベンチマークの指定」について、投資戦略のセクションへ移動 ▶ 契約前開示における、「ウェブサイト開示における更なる情報の提供」について、最後の項目へ移動 ▶ 契約前開示・定期報告のテンプレートの冒頭にて、サステナブル投資が環境的・社会的なものか識別し、環境的なものについては、EUタクソミーに沿ったものか開示。加えて、金融商品レベルにおける主な悪影響(PAI)を考慮しているかどうか記載 ▶ 契約前開示において、金融商品レベルにおける主な悪影響(PAI)を考慮しているかどうかだけでなく、どのように考慮しているかについても記載。この項目は、投資戦略の前へ移動 ▶ 第9条金融商品については、契約前開示・定期報告における「炭素排出量削減の目的に関する開示」を、「金融商品におけるサステナブル投資目的」に関する開示の後に移動
<p>金融商品における投資が貢献する環境目的 (environmental objective)に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 契約前開示(第8条・第9条)と定期報告(第11条)には、通常の開示に加え、金融商品が貢献する環境目的を記載 	<p>金融商品における投資が、どのように・どの程度、環境面でサステナブルである経済活動に含まれているのかに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 契約前開示(第8条・第9条)において以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2種類のKPIをグラフで表示 <ul style="list-style-type: none"> ▶ EUタクソミーに整合している割合(ソブリンを含む) ▶ EUタクソミーに整合している割合(ソブリンを除く) ▶ EUタクソミーに整合している活動が、環境面でサステナブルである経済活動(EUタクソミー規制第3条)に準拠しているか否か、監査人による保証または第三者によるレビューの対象になっているかどうか ▶ 定期報告(第11条)において基準期間において、EUタクソミーとの整合性に関する説明を記載 ▶ 契約前開示・定期報告に関するテンプレートの提供 	

